右の者に対する住居侵入、現住建造物等放火被告事件(昭和四七年(あ)第二〇八一号)について、当裁判所が、昭和四八年二月九日にした上告棄却決定に対し、申立人から裁判の解釈を求める申立があつたが、最高裁判所は、刑訴法五〇一条に定める刑の言渡をした裁判所ではないから、本件申立は不適法である。

よつて、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件申立を棄却する。

昭和四八年七月一〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	高	辻	Ξ	己
裁判官	関	根	小	郷
裁判官	天	野	武	_
裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	江	里口	清	広 隹